

## 様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

### 認定事業適応計画の概要の公表

#### 1. 認定の日付

令和4年2月22日

#### 2. 認定事業適応事業者の名称

日本エアコミューター株式会社

#### 3. 認定事業適応計画の内容

##### (1) 事業適応に係る事業の目標

日本エアコミューター株式会社には、公共交通機関として、就航する地域の皆様の生活を支え、地域の発展へ貢献するという使命がある。このため、2020年1月以降の新型コロナウイルスの感染拡大により、これまでに経験したことのない需要減少に見舞われたものの、医療従事者の移動や医薬品の輸送、離島のインフラ整備事業者の移動、さらには、島民の生活移動を守るために航空ネットワークを大きく毀損することがないよう維持し続けてきた。

ポストコロナにおいては、地域にとって不可欠な社会インフラとしての航空ネットワークを維持するだけでなく、短・中距離路線や短い滑走路等、日本エアコミューター株式会社の就航地域である離島の運航に適したターボプロップ機「ATR42-600型機」を追加導入することにより、事業規模拡大を図り、2021年7月の「奄美大島・徳之島の世界自然遺産登録」を契機とした就航地域の一層の需要拡大を目指す。

さらに、新たなコードシェアの実施による販売経路の拡大や、海外との往来が可能となった際には、親会社であるJALとの共同引き受けによる訪日インバウンドの取り込みを積極的に実施するとともに、マイクロツーリズム等の観光需要拡大のための施策を実施し、離島路線ネットワークの充実による国内交流人口の拡大を図る。

これらの取組により、コロナ禍で低下した収益力を向上し、地域航空会社である日本エアコミューター株式会社と就航地域の持続的な発展を目指す。

##### (2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

計画終了年度である2026年度のEBITDAマージンが、基準年度である2020年度を5%ポイント以上上回ることを目標とする。

##### (3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2026年度において、有利子負債がキャッシュフローの10倍以内になることを目標とする。また、経常収支比率は100%を上回ることを目標とする。

##### (4) 事業適応の類型

成長発展事業適応

##### (5) 計画の対象となる事業

46：航空運輸業

(選定の理由)

日本エアコミューター株式会社は、これまでも航空運送事業の許可を得て、旅客、貨物の航空運送事業を行い、就航地域の皆様の生活を支え、地域の発展に貢献してきた。今後も引き続き、就航地域の重要な社会基盤の一つとして、地域の皆さまや社会のニーズを捉えたサービスの展開を行うことで事業適応を実施していくため。

## (6) 事業適応の具体的内容

事業適応にかかる事業の目標を達成するため、2019年10月に設立した「地域航空サービスアライアンス有限責任事業組合」の活動を通して、コードシェアの拡大、旅行商品の合同開発、販売合同プロモーションの実施など、新たなサービスの提供を行うことにより、需要拡大を図る。このサービス提供のため、短・中距離路線や短い滑走路等、就航地域である離島路線の運航に適したターボプロップ機「ATR42-600型機」を新たに1機増機し、下記路線の運航便数を増加させる。

- ・ 鹿児島 ⇄ 奄美大島 1日1往復 → 1日3往復へ変更
- ・ 鹿児島 ⇄ 徳之島 1日1往復 → 1日2往復へ変更

また、運航便数の増加にあわせて、「奄美大島・徳之島の世界自然遺産登録」を契機とした同地域への観光需要を確実に捉えるとともに、奄美群島内の流動のみならず、首都圏からの乗り継ぎ需要も取り込むことによって、当該路線の収益拡大を図る。さらに、増機の効果を最大限発揮するため、観光プロモーション推進、マイクロツーリズム促進、訪日インバウンド誘致といった販売施策の実施による需要拡大や、奄美大島大和村を拠点とした「ビレッジプロジェクト」への参画による就航地域の活性化に取り組む。

なお、ターボプロップ機であるATR型機は、同サイズのジェット機と比較して、CO2排出量が40%少ない機材である。世界自然遺産登録地へ就航する航空機としてターボプロップ機を活用し、就航地域の自然環境の保護に貢献することにより、地域の皆様から愛される航空会社を目指す。

以上により、計画終了年度である2026年度における売上原価をその売上高で除した値を、基準年度における当該値より5%以上低減することを目指す。

- ・ 産業競争力強化法第21条の28第1項の規定に基づく経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準への適合：有

## (7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期 令和4年(2022年)4月1日

終了時期 令和9年(2027年)3月31日